

佐賀県人権・同和教育研究協議会（佐同教）

2023年度 総括（案）

I はじめに ～県「新条例」を土台に、確かな人権の学びを～ …………… p14

II 具体的な課題

1 人権啓発

- (1) 県民の人権認識と行動力を高める人権の学びづくり …………… p16
- (2) あらゆる場を通じた学びの提供 …………… p16
- (3) 人権の視点に立った行政の推進 …………… p18

2 人権教育

- (1) 人権が尊重される環境づくり
 - ①職員研修 …………… p19
 - ②子ども支援体制づくり …………… p20
- (2) 人権が尊重される人間関係づくり
 - ①安心感や信頼感を育む人間関係（仲間）づくり …………… p22
 - ②いじめや差別を乗り越えることができる集団づくり …………… p23
- (3) 人権が尊重される学習活動づくり
 - ①差別を乗り越えるための確かな認識と展望を育む人権学習づくり …………… p25
 - ②生き方に出会い、行動力を育む学習の場づくり …………… p26

3 人権のまちづくり

- (1) 法律や制度を活用した人権ネットワークづくり …………… p27
- (2) 地域ごとのネットワークとチームワークづくり …………… p27

III おわりに ～差別を「しない」から、差別を「なくす」へ～ …………… p29

I はじめに ～県「新条例」を土台に、確かな人権の学びを～

国の動向 法律制定

2023 年度、国は 2 つの人権に関する法律を公布、施行しました。「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(通称:LGBT 理解増進法)」と「子ども基本法」です。我が国では、この 10 年間に、個別の人権課題に関わる法律が、続々と制定されています。これは、国全体の人権感覚が全般的に向上してきたことの表れです。しかし、裏を返せば、“依然として、そこに差別が存在する”、つまり、個別の人権課題に対して国民は意識が高くはない現状にあるから制定されたのだといえます。

本県の動向 県の新条例

2023 年 3 月、本県において、「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例(以下、「県新条例」という。)」が制定されました。部落差別(同和問題)をはじめとする人権に関する問題が複雑多様化し、特にインターネット上での誹謗中傷や差別を助長する投稿などが本県においても見過ごすことのできない大きな課題となっていることから、1998 年(平成 10 年)に制定された「佐賀県人権の尊重に関する条例」を大幅に改定する形で、この「県新条例」が制定されました。(全条文については、総会資料の巻末資料を参照。)

県新条例の ポイント

「県新条例」のポイントとしては、「県は、国、市町、関係機関と連携協力し、行政のあらゆる分野において人権施策を実施する」こと、「人権が尊重される社会づくりについて、事業者の責務を明記」したこと、「人権侵害行為を禁止し、そのような行為に対する県としての対応を明記」したことなどが挙げられます。佐同教としても、この「県新条例」の具現化へ向けて、県内の人権ネットワークへ条例を紹介するとともに、「県新条例」を支える人権教育・啓発の充実にさらに取り組んできました。制定から 1 年が経過し、どこまで県民に周知できたのか振り返る必要があります。

県内の差別 事象は…

県内においては、2023 年度も、差別事象が報告されています。小学校において賤称語を用いた学習指導事案 1 件、中学校で賤称語等の不適切使用事案 2 件、高等学校で「障がい」者差別に関わる動画の投稿 1 件が発生しました。これらの事象に対し、佐同教は、佐賀県教育委員会事務局人権・同和教育室(以下、「県人権・同和教育室」、佐賀県教育センターをはじめ、各市町や各同研、関係機関・団体と連携し、対応を行いました。事象が発生してしまった課題として、次の 3 つに整理しました。(1) 厳しい差別の状況を伝えればよい、という教職員の誤った認識、(2) 学習者の思考停止につながる禁句指導、(3) 社会科教員任せ、あるいは担当者任せとなる授業の実施、です。

事象の課題

課題克服の ために

これらの課題を克服するためには、(1) 教職員の人権認識の向上(思いやり、心がけを呼びかける授業からの脱却)、(2) 学習者の主体的判断力を育む学習活動づくり、(3) 社会科教員と学級担任との連携を前提とした人権学習、です。この 3 点については、2021 年度の総会にて佐同教より発信しているものです。(資料「中学校における賤称語の不適切使用事案はなぜ起こるのか」)

先の事象が発生してしまう課題の背景として、差別事象の課題や課題克服のための学

習についての情報が、全教職員に届いていないのではないか、ということが考えられます。授業者含め全教職員へ情報が届いていなければ、差別をなくす主体者の育成への道のりは、遠のいていきます。

**情報を全ての
の会員へ届
けるために**

1月、佐同教は、ホームページをリニューアルしました。これは、先に述べた“差別事象の課題や課題克服のための学習についての情報が全教職員に届いていない”という現状を受けての取組の一つです。佐同教は、県人権・同和教育室、教育センターと連携して、ホームページを一元化しました。すべての会員が、必要な時にいつでも人権・同和教育に関する資料、教材、研修動画へアクセスすることができるようになっています。人権・同和教育を推進する際の手がかり、ヒントとして活用していきましょう。

《教委学第2940号 令和6年1月22日付》

社学連携

佐同教社会教育部の強化について、2022年度よりプロジェクト会議を立ち上げ、8月と1月に県内20全市町の社会教育担当部署とともに協議を行いました。この取組の中で、市町間の情報提供や連携強化、研究大会分科会やエリア研究会の充実による社学連携などを充実させることができました。一方、佐同教の役員体制についての課題も残っています。

2023年度は、このような新たな成果とともに、具体的な課題も明らかになりました。

それぞれの成果と課題については、以下の「Ⅱ 具体的課題」の項目の中で詳しく述べます。

II 具体的課題

I 人権啓発（社会教育）

(1) 県民の人権認識と行動力を高める人権の学びづくり

研究大会
第1分科会
での学び

佐賀県は、2023年3月に「全ての佐賀県民が一人一人の人権とともに認め合い、支え合う社会づくりを進める条例（以下、県新条例）という。」を制定したことを背景に、各市町でも条例の周知徹底に向けて動き出しました。

研究大会第1分科会では、多久市で取り組まれている市民向けのさまざまな人権に関する研修会の取組の報告が行われました。

「豊かな人生を送るために必要な学びの機会が途切れないように」

～部落差別の解消に向けて、コロナ禍での啓発活動から～

多久市人権・同和対策課 木村 祐子さん

多久市社会教育指導員 野中 久美子さん

コロナ禍での啓発活動
(多久市)

報告では、2018年の多久市民意識調査の分析結果から、多久市で取り組まれてきた各種研修会や講演会などに参加した回数が多い人ほど人権意識が高いことがわかりました。

2020年からのコロナ禍により教育・啓発活動が大きく制限される中であっても、「地区座談会」「心のセミナー」「出前講座」など回数や人数制限などを行うことによって、啓発活動を工夫しながら研修の機会を保障しました。また、学校と地域を人権・同和教育でつなぐ多久市人権フェスタの実践の様子も報告されました。そして、2023年度の市民意識調査では、多久市で各種研修会への参加者が少しずつ増え啓発が進んだことがわかりました。今後は、県新条例のさらなる周知と市民の要望に沿った研修に狙いを絞りながら啓発活動を進められます。また、各市町においても住民の意識調査の分析をしながら、学びづくりが進められました。生涯学習講座（神崎市）、公民館・推進協支部主催の講座（唐津市）、人権ふれあい学級（佐賀市）、地区別講座（鳥栖市）、じんけんふれあいセミナー（小城市）、地区巡回講座（伊万里市）、人権学習会（鹿島市）、人権・同和问题啓発研修会（白石町）など、各地区で、さまざまな人権問題に関する研修会が実施されました。内容については、法務省が示す17の人権課題や県基本方針に基づき「子ども」「女性」「障がい者」「高齢者」「外国人」「同和问题」「インターネット」「ハンセン病」「性の多様性」などの学びづくりが進められました。

「知らない」ことは、県民を知らず知らずのうちに差別の被害者や加害者にしてしまうことを踏まえ、社会教育部における市町間の連携強化や研修資料の作成に取り組んでいく必要があります。

(2) 人権の学びをあらゆる立場、あらゆる世代に

「基本方針」がめざしている「あらゆる世代・立場の人々に人権に関する学びを届けよう」という研究課題に対しても、各市町でさまざまな取組が進められました。

「絆・ふれ愛 愛のある街 WE ♥ OMACHI」～2度の災害を乗り越えて～

大町町教育委員会事務局 岩永 尚樹さん

災害からの
人権意識の
高まり

(大町町)

大町町は令和に入り、二度の大きな水害を経験しました。復興のため、行政が中心となり学校、地域、各団体が連携し、全国各地からの支援を含め支援活動に取り組みました。それはやがて、住民の防災の学び、人権意識の高まりへつながっていきました。そんな小さな町の大きな取組を報告いただきました。2回めの水害は、コロナ禍ということもあり、県外からの支援を打ち切りながらの1回目の教訓と支援のネットワークの力が試されました。そのため、行政、地域、各団体の結びつきが強まっていく実践が報告されました。特に、大町ひじり学園は、「防災教育」の研究指定を通して、子どもたちがボランティア活動に取り組みました。地域住民と交流する中で、住民から感謝されるという体験や、自分事として地域の住民・団体などと交流したり安全マップを作成したりしました。そして災害弱者という活動の中から気づくことができた視点も提起された報告でした。

「吉野ヶ里町における多文化共生のまちづくり」

～人と人とのつながりを大切に、暮らしやすいまちをめざして～

吉野ヶ里町教育委員会生涯学習課 加々良 隆弘さん

多文化共生
のまちづく
り

吉野ヶ里町は、第2次吉野ヶ里総合計画を策定し、「快適ふるさと よしのがり」の将来像を目標に町づくりに取り組んでいます。その中で、人権課題の特徴として、佐賀県東部地区における在住外国人が増えていることに向き合った取組を報告されました。その代表的な取組みである「やさしい日本語交流会」を紹介しながら、多文化共生の相互理解を進める活動を通して、日本人・外国人に関わらず誰もが安心して住めるまちづくりを推進しています。課題としては、まだまだ在住外国人の方に情報が届いていないこと・地域住民との交流も進めていきたいことなどを話されました。この取組みが、地域の中の誰一人も取り残さない町づくりへとつなげたいと話されました。

各市町では、コロナ禍の制限が緩和される中、人権啓発のあゆみを止めない取組が、これまで以上に工夫しながら進められました。

啓発の方法
の工夫

伊万里市では、今年度も YouTube 配信を活用して月刊「じんけんかわらばん」を作成・配信されました。さらに、伊万里市オリジナルの啓発動画を収録した「デジタル教材DVD」をモデル事業所へ配布するなど、他の市町の参考となる取組も行われました。取組の中で伊万里市からは、「若い世代への啓発の手応えがありました」と啓発対象者を絞った報告もありました。

武雄市・鹿島市等では、地元ケーブルテレビを活用した講演会配信などの取組もありました。但し、視聴者数や反応の把握など課題もあります。

全住民を対象にした「同和問題講演会」「映画会」は、コロナ禍よりも参加者数を増やしながら制限昨年度以上に多くの市町で取組が進みました。

また、定期的な街頭啓発活動、集会時を活用したパネル展示、広報やホームページ活用しての啓発も各市町で工夫されています。

企業研修

企業研修については、佐賀市・小城市・多久市・唐津市・伊万里市等では実施されました。また、他の市町でも、出前講座の案内を持参したり、郵送したりする取組があります。受講希望する企業は徐々に増えてきましたが、一部の企業に限られており、

研修に取り組む企業が少ないのが実情です。したがって、県人権・同和対策課などと連携し、企業研修を強く進める必要があります。

「新しい生活様式」に適応し、今までの啓発手法にとらわれない、地域のさまざまな人権資源を活かした市町独自の工夫を創造していく必要があります。

(3) 人権の視点に立った行政の推進

市町間の取組みの差は、住民の学びの差に	2016年度の部落差別解消推進法の制定や県新条例の制定に伴って、人権教育・啓発基本方針の策定や見直しに取り組まれた市町は、少しずつ増えている状況があります。しかし、まだまだ全市町の半数ぐらいいきありません。これが、市町間の取組の格差＝地域住民の人権の学びの格差となっています。
社会教育プロジェクト会議	また、昨年度から佐同教社会教育部強化のために設けたプロジェクト会議を有効に活用し、啓発に向けた課題の共有や情報交換を進めました。今後も、市町間での情報を共有しながら、できない理由を克服していく手立てや情報の共有に向け、社会教育部の組織の見直しも進めました。そして、佐同教ホームページでの社会教育に関する研修資料などを充実したいと思います。
モニタリング	県新条例の制定と合わせ、その施策の一つとして、人権侵害に関するモニタリングに取り組む市町も増えてきましたが、人的配置や予算の措置など充分とは言えません。全ての市町でインターネットによる誹謗中傷の被害をなくす取組が必要です。
企業による差別は、行政の責任でもある (実践交流会Ⅱ)	1月の実践交流会Ⅱでは、菊池市の平井 靖彦さんより、「部落差別事件とどう向き合ったか」と題して講演していただき、菊池市内で起きた企業による土地購入に関わる差別事件に対する行政の責任という視点での様々な世代・役職を対象とした庁内研修の取組について話していただきました。菊池市での庁内研修の工夫した取組は、これからの展望を得ることができました。
研修方法の工夫 (動画視聴も)	県内20の市町がそれぞれできるだけ多くの職員に学びを届けるために、複数回に分けて研修を実施したり、職種別・経験年数別・階層別に分けて実施したりするなどの工夫がなされた市町が昨年より増えました。
議員の研修も	集合研修ができにくい中で、伊万里市では、庁内ネットワークパソコンを利用した啓発動画(職員出演・制作)配信に取り組まれました。「いつでも」「何度でも」視聴可能にすることで研修の機会を増やし、唐津市・鹿島市・小城市では従来の集合が実施できない中でも、参加者数を減らし研修回数を増やすことで、庁内の研修を確保する市町の努力も見られました。しかし、いくつかの市町では、庁内研修が取り組めなかったとの報告もありました。是非全市町での庁内研修に取り組む必要があります。
	また、市町議員さんに向けての啓発も研修の場の工夫をしながら取組が進み始めています。
	県新条例をうけて、それぞれの市町でも具現化した動きが始まりました。市町の責務として「地域の実情に応じた人権施策の実施」「県の人権施策への連携協力」の視点で取組を交流しながら行政としての取組を進めていく必要があります。
	今後も、県民を差別の加害者や被害者にしないためのネット・リテラシーの学習や同和問題などについて差別解消を推進する人材の育成が急務になっています。

2 人権教育

(1) 人権が尊重される環境づくり

① 職員研修

すべての学校 へ広がって いない取組	2023年度は、学校現場における賤称語の不適切使用事案が3件発生しました。これまでの事象の課題と課題克服のための取組がすべての学校にまで広がっていないという現状もみられました。佐同教から発信してきた内容が十分に伝わっていなかった学校に対しては、佐同教研究局と県教育センター指導主事より授業支援を実施しました。今後も、これまでの事象の課題と課題克服のための情報を粘り強く発信し続けていく必要があります。
学校支援の 依頼	2023年度中に、県人権・同和教育室を通じて佐同教に支援依頼が行われた学校は、中学校で1校でした。支援依頼の内容としては、「部落差別を解消するための学習の在り方について」「生徒の差別的な発言の場面を学びにつなげる対応力」でした。支援依頼があった学校については、支援内容についての協議を行い、それに基づいて職員研修や生徒向けの人権学習への支援を実施しました。
総会ならびに 研修会	5月に行った2023年度の総会研修会では、研修Ⅰとして、佐同教研究局より「2022年度に発生した差別事象の概要と課題」について研修を行いました。差別事象の課題からは、問い合わせ事案に対する対応の在り方や事象発生の背景を探る重要性、その上での課題への向き合い方について学ぶことができました。研修Ⅱで、佐賀県・人権同和対策課より「全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例（2023年3月制定）の周知研修をしていただきました。県の新しい人権条例を、それぞれの立場でどのように具現化していくかについて考える機会となりました。
管理職 研修会	6月には、義務制の管理職研修会を県内の隣保館で行いました。フィールドワーク後、「部落差別の現状と学校教育に望むこと」というテーマで研修を行いました。研修後の感想に、「共に生きる人々の無意識の差別を気づかせる（意識化させる）ために、学校教育の担う部分は大きい」「禁句指導に陥らない、心の中に落とし込む部落史学習・部落問題学習に全校で取り組んでいけるようにしたい」という声がありました。一人ひとりが自分事として向き合い、管理職としての決意につながる学びにすることができました。
研究大会 全体会	8月に行った研究大会全体会では、2021年の佐同教実践交流会でご講演いただいた半田法律事務所の半田望（はんだのぞむ）さんを講師に招聘し、「インターネット・SNSにおける人権課題と法教育」と題して講演を行いました。他者の人権を守ると同時に自分自身の人権を守るためにも「法教育」の重要性が高まってきた今、インターネット上での人権課題を自分事として捉え、その課題解決に向けてそれぞれの立場での教育・啓発実践にどのようにつなげていけばよいのかを学び合うことができました。

人権保育
研究集会

10月にオンデマンドで開催した佐賀県人権保育研究集会では、2023年2月に人権保育の8つの視点が提起されたことを受け、大寺和男さん（奈良県人権保育研究会顧問）を講師に招聘し、「人権保育の創造に向けての8つの視点」というテーマで講演していただきました。

参加した幼児教育関係者だけでなく、小・中・高・特別支援学校の教職員から、「8つの視点の中で特に自分の課題として捉えた視点」、「その視点について、これから自身が取り組んでみようと思ったこと」について、会報を通じて考えを共有することができました。本研究集会の参加者数は年々増加しており、2023年度は特に幼児教育者の参加者数増加に加え、保育者をめざす学生の参加にもつなげることができました。2024年度もオンデマンド研修とすることで、より多くの幼児教育関係者や教職員に人権保育の学びを届けていく必要があります。

さまざまな
世代の教職
員へ

現在の学校現場では、インターネット上の差別や性の多様性など、さまざまな人権課題についての教職員の認識をアップデートする研修や経験年数が少ない教職員への研修機会の不足が喫緊の課題となっています。学校現場は、経験年数の少ない教職員が年々増加しています。しかし、人的不足や働き方改革の流れの中で、人権が尊重される人間関係づくり、環境づくり、学習活動づくりに関する職員研修が十分保障されているとは言えない状況にあります。そこで、教職員が少しでも必要な研修を必要な時に受けられるよう、年度末には昨年度県人権・同和教育室・県教育センター・佐同教研究局・佐賀県立高等学校及び特別支援学校人権・同和教育研究会（以下、「高同研」という。）が連携し作成した教職員向けの研修動画を、佐同教のホームページから視聴できるように、環境を整えました。教職経験の少ない人が人権・同和教育担当者になることも増え、校内の人権・同和教育を意図的・継続的に推進していくために、担当者研修の在り方も見直していく必要があります。

（佐同教ホ
ムページ）

これからの学校現場や教職員に求められる人権感覚や人権認識を高めていくための職員研修の在り方、職員研修資料の作成・配布について、今後も佐同教として積極的に取り組んでいく必要があります。

② 子ども支援体制づくり

研究大会
第2分科会
での学び

第52回研究大会第2分科会「子ども支援・家庭支援（環境づくり）」では、県内の小学校・中学校から子ども支援・家庭支援に関する取組として以下のテーマで実践報告をしていただきました。

「全校生徒・保護者・教職員で行う校則の見直し」

～ 生徒・保護者の権利を尊重するための工夫と実践 ～

嬉野市立嬉野中学校 中村 朋寛さん

「相手を意識しながら仲間と深く関わることで、生き生きとした仲間づくりができる子どもの育成」～小規模校としての特色を生かした人間関係づくりを通して～

佐賀市立大詫間小学校 楠田 和博さん

「新しい出会い」

伊万里市立南波多郷学館中学部 浦川 大典さん

生徒主体の
校則見直し
(嬉野中)

嬉野中学校の中村さんからは、生徒の権利、保護者・職員の意見を尊重し、校則の見直しを行った学校の取組で、生徒会を中心に三者に働きかけ、出てきた意見に対応し、一つ一つ手順を踏みながら全校で進められた報告がなされました。

交流活動
(大詫間小)

大詫間小学校の楠田さんからは、人間関係に限られる現状の中で、校内での「こころの実」「人権集会」「縦割り班活動」の取組、地域連携の取組、他校との交流活動の取組など環境を整えることで仲間づくりにつながった報告がなされました。

多文化共生
(南波多郷学館)

南波多郷学館の浦川さんからは、「多文化共生」の考え方、言語の壁、文化の壁、差別・偏見の壁を乗り越えるために、学校では何ができるのか。外国にルーツを持つ児童生徒と学校の歩みを報告されました。

参加者からは、「校則の見直し方、小規模校での地域連携、外国籍の児童への対応など現在私たち教員が悩んでいる問題に関わる報告で大変興味深かった。」「自分のクラスでもできそうな実践を紹介していただいたので、小さなことから取り組んでいきたい。」といった感想が寄せられました。

進路保障

進路保障に関わっては、7月に佐賀県進路保障学習会を開催し、2月には新規高卒者の進路保障に関する協議会（以下、五者協議会）を開催しました。佐賀県進路保障学習会では、はじめに佐賀労働局職業安定課地方職業安定監察官の小國信次さんより「公正採用選考について」ご講話頂きました。その後、高同研の古川さんより「前年度の進路保障状況と今年度の取組」と題して、昨年度の高校生の就職・進学時の面接等の調査結果について報告がなされました。また、出入国在留管理庁福岡出入国在留管理局の水本敦史さんより「外国籍の子どもの進路と在留資格の関係について」ご講話いただき、最後に島根大学教育学部講師の津田成輔さんより「佐賀県の子どもたちの大学で学ぶ機会について考える」と題して講演をしていただきました。

県内の
雇用情勢

小國さんより、県内の雇用情勢や企業に対して公正採用選考関係業務として就職差別につながるおそれのある14事項をわかりやすく解説、啓発されていることを紹介していただきました。古川さんからは、昨年度の県下高校より提出された就職及び進学集計結果から見えた成果と課題をわかりやすくまとめられて報告されました。水本さんからは、外国籍の子どもが国内で就労するためには在留資格の変更や、日本語能力N2合格など、就学までの手続き上の困難さが原因で、働きたくても働けない人が一定数存在していること、支援や啓発活動を行っていることを報告していただきました。津田さんのご講演では、地方の学生の自県進学が少ないのは必然であること、地方と都市部の学生の進学先ニーズが違うこと、学びの「機会の平等」を考え与えるべきであるなどデータに基づき明確に解説していただきました。

公正採用
選考
(就職, 進学)

2月の五者協議会では、2023年度新規高卒者の進路保障に関する報告と話し合いが行われました。就職差別につながるおそれのある質問件数が県内県外ともに減少し、総計では2022年度33件から2023年度17件と大幅に減少しました。就職や進学時の

<p>面接時の 質問内容</p>	<p>違反質問や不適切質問に対して「その質問には学校の指導によりお答えできません。」と答えた件数は、2022年度4件、2023年度1件報告されました。また、2022年度に引き続き校内関係者会議の実施率は100%であり、教職員の進路保障に対する意識が高まっており、各学校での進路保障の取組が実を結んでいることが報告されました。一方で、きょうだいの有無や家族の職業、詳しい住所、尊敬する人物や愛読書を尋ねるなどの問題事案が今年度もあったことが明らかになりました。また、進学では、学費の支払者に関する事／入学後のアルバイトに関する不適切質問を依然として面接質問として取り扱う学校があります。本人の適性・能力に関係のない質問によって生徒が不利になることが決してないよう今後とも校内校外での啓発を続けていく必要があることを確認しました。</p>
<p>就学支援 奨学金の 周知</p>	<p>佐同教環境づくり研究委員会では、2023年度も奨学金・就学支援に関するパンフレット「～進学費用や奨学金等の制度について～子どもたちの自己実現を支えるために2023-24」を作成し、佐同教ホームページ (https://sadoukyo.blue/) や紹介チラシを使って活用を呼びかけました。県内各市町の奨学金等申請書類の一部には、「性別」「本籍(地)」「資産の詳しい状況」「身体状況」等の項目があり、これらの項目が真に必要なかどうかを検討する必要があると本会では考えています。この情報を県下学校、市町教育委員会に届け、社会教育部のプロジェクト会議で共有しました。また近年、諸手当の支給対象・支給金額・支給回数などが変更されたり、県内各市町の奨学金制度が新設されたりしていますので、同パンフレットも随時改訂作業を行いながら発信を続け、職員研修や地域・保護者への情報提供の資料として、活用していただけるよう内容充実に努めていきます。</p>
<p>人権総合 学習</p>	<p>地域で差別をなくし、人権を守っていく核となる子どもたちを育てることを目的とした「人権総合学習事業(以下、学習会)」については、さまざまな工夫や手立てが取られ、関係団体とも協議を行いながら実施されました。また、学習会に集う県内の子どもたちの交流会も、11月に佐賀市で開催することができ、そのつながりを維持することができました。その一方で、学習会への参加する子どもの減少等さまざまな課題も明らかとなり、課題を整理し改善につなげていく必要性が明らかとなりました。担当者会の中で実際にされている人権総合学習の取組紹介や、休講している学校に関しては、学校内での紹介の仕方などを情報共有しました。また、今後も事業継続・再開に向けて関係部署等と協議する機会を持つなど前向きに取り組むことを確認できました。</p>

(2) 人権が尊重される人間関係づくり

① 安心感や信頼感を育む人間関係づくり

研究大会第3分科会「子どもどうしをつなぐ人間関係づくり(仲間づくり)」では、3本の学級学年での人間関係づくりの実践が報告されました。

研究大会
第3分科会
での学び

「一人ひとりの存在や思いが大切にされる仲間づくり～舟原分校での実践を通して」
武雄市立山内東小学校 北川 日向子さん

「子どもの特性をふまえた仲間づくり～担任として」
佐賀市立金立小学校 横尾 英樹さん

「自他の大切さを認めることができる人間関係づくり」
佐賀市立東与賀小学校 三浦 志保さん

小規模校の
交流活動
(山内東小)

北川さんの報告では、絵本の「読み聞かせ」を通して、多様性や共生の大切さなど様々な作品から一人ひとりが違った個性をもつ大事な存在であることに気づき、自分と違うものを受け容れる素地を育てていく取組と「一人ひとりの生活目標」を学期ごとに目標設定し、互いを「見つめる」活動から目標を頑張る姿を認め合う「つながる」活動についての報告でした。

困り感の
共有から
(金立小)

横尾さんの報告では、特別支援学級に在籍する児童との関わりの中から、背景にある児童の抱える困難は何かを「見つめ」、一つひとつの課題を二人で「共有する」ことで解決へと導いていく取組でした。細やかな担任の支援を受けて、児童が問題を解決していくことで、交流学級の児童との関わりに変化が見られ「つながり」をもつことができるようになっていく取組について報告でした。

ちがっているのが、
あたりまえ
(東与賀小)

三浦さんの報告では、「承認カード」を使い子どもたちの「出番」「役割」を設定し、子どもたちの頑張りを「承認」「賞賛」することで、子どもたちの良さを伸ばそうという取組でした。その取組の1つで、帰りの会に友だちの良かったところを「見つけ」発表し、みんなで「グー」と声を出すことで所属感をもち「つながる」児童の姿が紹介されました。また、特別支援学校の交流で、子どもたちが、自分達とは違う方法で学習していることや誰でも学習できるように工夫していることを知り、「みんなちがってみんないい」ということを実感できる取組も紹介してもらいました。多様性をあたりまえのものとする教育の大切さを学ぶことができました。

自己肯定感
も高める必
要がある

3本の報告ともに、レポートも子どもたちがつながるために、「見つめる」「語り合う（共有する）」「つながる」をキーワードにした実践でした。多様な子どもたちが集う学校という場所で安心感や信頼感を育むためにも「見つめる」「語り合う（共有する）」「つながる」取組が重要です。しかし、自己肯定感の低さから相手や自分に対しても攻撃的な発言をしてしまう児童も多くなっている現状があります。児童・生徒どうしの豊かな人間関係づくりを育むために自己肯定感を高める取組についても考えていく必要があります。そこで、これまでに同和教育が積み上げてきた実践方法や考え方等をもとに工夫した教育活動を経験年数が少ない教職員に向けて広く提供し、仲間づくりにつながる取組にしていくことが重要になってくると考えられます。

② いじめや差別を乗り越えることができる集団づくり

2023年10月に佐賀県教育委員会がとりまとめた前年度のいじめの認知件数は5,916

いじめの
現状

件で、前年度より 667 件（12.7%）増え、3年連続で最多件数を更新しました。この背景には、全教職員の中にいじめを積極的に発見し対応する考え方が浸透し、日頃からアンテナを高くし、子どもたちの小さな変化を見逃さなかったことに起因していると考えられます。しかし、いじめの重大事案は、昨年に比べ2倍に増加していることから、いじめの本質を見抜き、適切に対応できていない現状も見えてきました。

いじめを起
こさせない
集団づくり
を

学校現場では、経験年数の少ない教職員が増えてきている中、教職員自身が現場の多忙化から増加するいじめに適切に対応する力を身につける機会が充分とれない状況にあります。教職員に子どもたちとともにいじめや差別を乗り越える学校・学級づくりに関して今後も取り組んでいく必要があります。研究大会の中で、福田規子さんや末次拓実さんから、いじめや差別をなくそうとする仲間づくりの取組や多様性をあたりまえのものにする学習活動を紹介されました。この実践では、いじめや差別をなくそうとする仲間づくりの実践を年間通して計画的に行うことで子どもたちが、学習を積み上げることができ、自分自身で問題を解決する力を身につけることができることが分かりました。一方、今まで佐同教が開発してきた教材について、教職員に充分認知されず活用されていないことや各学校でいじめや差別を乗り越えることができる集団づくりに関する実践は全校集会で行うことが多く、クラスの仲間づくりまで深まっていない学校が少なくない状況が見えてきました。そこで、いじめを認知するだけでなく、予防的な取組や発生時の適切な対応を推進するためにも今のニーズに合った教材の開発や研修を推し進めることで、子どもたちの集団づくりにつながる実践を教職員みんなで行い、力量を高め、実践につなげていく必要があります。

子どもを
「つなぐ」
から、子
どもが「つな
がる」へ

佐同教「人間関係づくり」委員会では、小学校から高校までの実践をもちより、いじめや差別を乗り越えることのできる集団づくりにつなげるための実践について研究しました。その中で、教職員が、子どもたちどうしをつなぐ実践は多く出ましたが、子どもたち自身がつながろうという活動にまで広げることができていない現状が見えてきました。今後、子どもたち自身が仲間のために差別をなくしたいという思いや願いを実現できる教材の開発や実践につなげていけるよう努めていきます。

ネット・リ
テラシーと
法教育

現在のいじめは、SNS等インターネット上でも広がっており大きな問題となっています。研究課題に掲げた「ネット・リテラシー教育」を推進するためにも児童生徒の学習にすぐに生かせるよう佐同教ホームページに「ネット・リテラシーカリキュラム」を掲載しました。各学校でも、いじめをなくすために「ネット・リテラシー教育」が重要であると考え、人権集会や人権学習の中に取り入れる取組が行われるようになってきました。今後、学校のニーズに応えるためにも、日々、更新されている情報に対応した教材の開発が重要になります。また、「法教育」に関する学びを提供することは、人権侵害に関わる学びを深めるためにも必要であると考えられます。

人間関係づくりの取組を充実させながら、いじめ防止やネット・リテラシーについての学習を深め、子どもたちをいじめや差別を乗り越えることができる集団として高めていくことを今後もめざしていきます。

(3) 人権が尊重される学習活動づくり

① 差別を乗り越えるための確かな認識と展望を育む人権学習づくり

差別事象の
課題が、す
べての教職
員へ届いて
いない

2023年度は中学校で賤称語等の不適切使用事案が2件発生しました。また、小学校で賤称語を用いた指導事案、高等学校では「障がい」者差別に関わる動画の投稿という事案も発生しました。佐同教は、これまでに発生した事案の課題と課題解決のための授業改善の方向性について、あらゆる場で発信し、2023年度の総会でも提起しました。しかし、そうした情報が教職員一人一人に確実に届いていないという課題が明らかになりました。また、2019年に発生した佐賀メルカリ事件の課題の一つであるネット・リテラシー教育の充実を図るために、2022年3月に県教委と連携しながら作成した教材を県内全学校に配付しました。この教材についても、十分に周知されていないという課題が見られました。こうした状況を踏まえ、県教委は、教育センター、佐同教と連携し、人権・同和教育研修資料・教材・動画を佐同教ホームページに一元化することで、全ての教職員がいつでもアクセスできる状況を構築しました。今後、このホームページの活用と最新の資料提供を進めることで、人権に関する最新情報のアップデート、経験年数の少ない教職員の研修機会の確保につなげ、差別事象の課題と課題解決のための授業改善を視野に入れた人権学習づくりを各学校で取り組んでいくことが大切です。

県推進状況
調査から

人権・同和教育室が実施した2023年度人権・同和教育推進状況調査では、県が配付した資料を活用した授業実践が昨年度より増加しています。また、「北朝鮮当局による人権侵害問題」「犯罪被害者とその家族の人権」「アイヌの人々に対する人権課題」など、これまで授業で取り扱うことが少なかった人権課題について学習する学校が増えています。一方、「部落差別を解消するための学習」についての授業実践は、若干減少しています。「部落差別を解消するための学習」については、「部落差別解消推進法」でも差別解消に向けた教育を推進することが求められています。カリキュラムマネジメントを進めながら、各教科・領域との関連や系統性を整理し、計画的に実施していくことが必要です。

法律と人権

研究大会全体会（オンデマンド）では、半田法律事務所の半田望さんに、「インターネット・SNSにおける人権課題と法教育」というテーマで講演していただきました。半田さんは、インターネット上での人権侵害について事例を挙げながら、学校現場で教えてほしいこと具体例を提起していただきました。また、法教育によって、法の基礎となる価値を理解し、問題を多面的に分析する能力等を身につけることができたならば、人は自らの力で、トラブルや困難を乗り越え、他者と調和を図りながら、ともに生きていくことができるとまとめられました。さまざまな法整備が進められている現代社会において、法律について学ぶことは、子どもたちの夢や幸せを実現するために不可欠であると言えます。特に、高等学校においては18歳成人が現実となり、「知らなかった」ではすまされなくなります。どのような行為が人権侵害となり、どのような罪に問われるのかなど、人権と法律との関連について発達段階に応じた学習

を進めていきましょう。

性の多様性

(実践交流会 I)

実践交流会 I では、佐賀市立思齊館小学部の徳永文子さんから、「ジェンダー平等教育を推進していくために」というテーマで実践報告をしていただきました。「あってもいいちがいとあってはいけないちがい」や「〇〇〇らしいって?」ということ子どもたちと一緒に考えながら、ありのままの自分で過ごせる学級・学校にするための授業づくりについて報告していただきました。徳永さんから具体的な実践を通して、それぞれの立場でどのような取組ができるのか、どのような配慮が必要なのかなどについて意見交流を行いました。「性の多様性」については、カミングアウトや理解・支援について子どもたちや保護者からの相談が増えてきています。まずは、わたしたち教職員が多様性についての認識と理解を深め、多様性を認め合える集団にするための学習活動づくりに取り組んでいきましょう。

研究大会

第4分科会

での学び

研究大会第4分科会「豊かな生き方に学ぶ人権・部落問題学習（学習活動づくり）」では、人権が尊重される学習活動に関する実践が報告されました。

「ゆとりある学校生活の中で自分らしさを再確認する」

佐賀県立巖木高等学校 河見 和希さん

自分らしく

学ぶ

(巖木高)

巖木高等学校の河見さんは、さまざまな特性のある生徒が学びやすい環境を整えるため、学校全体の取組として報告されました。教育課程やクラス編成を工夫することで、生徒がゆとりをもって学習に取り組める環境をつくったり、体験活動や自立活動を取り入れることで、生徒が集団への適応や自己理解を深め、進路実現に向けた学びにつなげたりする取組が報告されました。参加者から、こうした取組はどの学校でも必要であるという意見が出されました。児童生徒が安心して学ぶことのできる学習活動づくりをすべての学校で創造していくことが求められています。

② 生き方に会い、行動力を育む学習の場づくり

研究大会第4分科会では、さまざまな人との出会いをもとに、子どもたちが意見を交流し合う学習に取り組まれた実践が報告されました。

「“出会い”を通して子どもたちとともに考えたい」

～自分を大切に！人を大切に！～

唐津市立伊岐佐小学校 福田 規子さん

「多様性を受容し、共生社会を創る主体的な一員に」

～「性の多様性への理解」を、教科横断的な構成で～

鳥栖市立鳥栖西中学校 末次 拓実さん

人との出会いから学ぶ

(伊岐佐小)

伊岐佐小学校の福田さんは、さまざまな“出会い”を意図的、継続的に仕組むことで、人権や生き方について、子どもたちとともに考え、学ぶという授業実践をされました。ともに支え合いながら自分らしく生きること、いじめや差別に気づき、なくし

ていく行動につなげることの大切さなどについて、子どもたちの考えを交流しながら深めていくという取組が報告されました。

性の多様性

(鳥栖西中)

鳥栖西中学校の末次さんは、「性の多様性」に関する教材との出会いから、これまでの自分自身を振り返り、誰もが当事者の一人ということについて、子どもたちとともに学びを深めていく実践をされました。「友人からカミングアウトされたら？」という問いに対して、子どもたちの考えを交流させることで、多様性を受容すること、自分事として考えることの大切さを感じとったことなどが報告されました。

学びを発信

各学校においては、SDGs と関連させて、人権学習に取り組む学校が増えてきました。さまざまな人権課題についての調べ学習や人権課題の解決に向けて取り組んでいる方や団体等との交流を通しての学びを、平和集会や文化発表会でレポートや劇にして発信することで、子どもたちが人権課題を自分たちの課題として捉え、具体的な行動につなげた取組が報告されました。

差別とたたかった人との出会いから学ぶ

このように、さまざまな人権課題と向き合い、それを乗り越えてきた方々との出会いは、子どもたちにとって大切な気づきや学び、自らの生き方のモデルとなります。そうした気づきや学びを交流し、発信していくことで、子どもたちが人権課題を自分事として考え、人権が尊重される社会の一員として主体的に行動できる力へと高めていきましょう。

3 人権のまちづくり

(1) 法律や制度を活用した人権ネットワークづくり

差別解消のための法律周知

佐同教では、研究活動の法的根拠としている国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下、「人権教育啓発推進法」という。）/2000年」や文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕（以下、「文科省とりまとめ」という。）/2008年」「人権教育を取り巻く諸情勢について/2022年」、並びに「部落差別の解消の推進に関する法律（以下、「部落差別解消推進法」という。）/2016年」など差別解消のために制定された法律について、継続して周知を図りました。

人権ネットワークづくり

人権ネットワークづくりについては、「佐賀メルカリ事件」をきっかけに佐賀県県民環境部人権・同和对策課（以下、「県人権・同和对策課」という。）と連携に向けた協議を重ねることができました。2023年3月に制定された「県新条例」についても、総会・研修会等で、策定した県人権・同和对策課と学習をすすめました。今後とも「県新条例」についての周知・徹底を進めていく必要があります。

(2) 地域ごとのネットワークとチームワークづくり

研究大会

第5分科会での学び

研究大会第5分科会「人権のまちづくり」では、人と人とのつながりを大切にした3つの報告から、それぞれの活動のやりがいや喜び、困難を乗り越えた経験を共有し、

これからのまちづくりについて考えることができました。

「日本語教室 カフェこくさいじん」での取組

嬉野市観光商工課 上瀧 英嘉さん

子ども見守り事業から見えてきたこと

～目の前にいる子の今と未来を救うために～

NPO 法人 のいちご会 大瀧 美奈子さん

若者が認め合い、高め合い、響き合うコミュニティ

～個性がいかされるコミュニティの実践～

ユースリンク 百武 あかねさん

ユースリンク 清水 菜央さん（唐津市立長松小学校）

住みよいま ちづくり

上瀧さんの報告は、外国籍市民が地域社会の一員としてともに安心して生活し、ともに住みよいまちづくりを進めている実践の内容でした。日本語教室という形式にこだわらずに、地元住民との双方向の学びや交流を行い、書道やお茶の入れ方教室、料理教室など、様々なイベントを通して外国籍市民の交流を深めており、外国籍市民の語り合う場をつくることで、交流するきっかけとなり、つながりが広がっているということでした。

困っている 子どもを 中心にした まちづくり

大瀧さんは、虐待の早期発見、抑制などを目的に、厳しい状況に置かれている家庭や子ども（視覚「障がい」、発達「障がい」、家庭保育の難しい子ども、ネグレクトを受けている子ども）への継続した支援と見守り活動を行っているという内容を報告されました。家庭内の困りごとを発見して支援につなげるという取組でした。社会的孤立を防ぎ、宅配による見守りを実現し、活動資金の調達や家庭訪問の際のプライバシーの配慮など、保護者に寄り添い、語り合う場をつくる工夫した取組がなされています。

つながりを 広げる取組

百武さんと清水さんの報告は、人とのつながりを目的とした地域サークルをつくり活動しているという内容でした。地域に若者の活動の場が少ないと感じていた大学生や若い社会人が集まり、ユース世代の横のつながり、縦のつながり、ななめのつながりを大事に様々な企画に取り組んでいます。様々な社会活動を行っている団体を取材し、自分たちの学びを発信する活動も行っていました。まさに身近な関係から無理なくつながりを広げている活動でした。

分科会のまとめとして、「人権教育に『知ることから始まり、伝えることで動き出す』という言葉がありますが、3つの実践報告は、人を支える、地域をつくるという意味で大変興味深いものでした。人権のまちづくりの大きなヒントに満ちていました」という伊万里市の田中良彦さんの力強いメッセージで結ばれ、学びを深めることができました。

エリア 研究会

2022 年度より、研究大会第 5 分科会の企画・運営にあたっては社会学協働を実現しており、軌道に乗りつつあります。また、研究大会の実践報告については、エリア研究会が地域の人権ネットワークを構築して実践報告の検討とサポートを積極的に行うこ

とができている地域がある一方、地域間で温度差があることも否めません。県内全ての地域で人権ネットワークを更に充実させていくことが必要です。

「展示と交流」においても、分科会開催地域である小城市・多久市の協力により、福祉事業所や社会福祉法人7団体に参加していただき、積極的な交流ができました。

全人教大会 での報告

全国人権教育研究協議会（以下、「全人教」という。）の第74回研究大会は前身の全国同和教育研究協議会（以下、「全同教」という。）結成から70周年の記念大会でした。全同教結成時の11の市府県（近畿地方）で開催され、佐賀県からは第4分科会〈人権確立をめざすまちづくり〉において、以下の報告がなされました。

ワイワイキャンプが教えてくれたこと

～わたしたちは「つながり」を『さが』しています～

隣保事業士・伊万里市教育委員会 生涯学習課長 伴 康之さん

子どもを取り 巻くおと なたちの交 流促進

伴さんの報告は、1995年度にスタートし、26回目を迎えた小学校低学年を対象とするワイワイキャンプを中心に、地区内外の各種団体との連携、周辺地域住民の人権意識を高めるための展開等についてのものでした。子どもを取り巻くおとなたちの交流促進を目的として、学校・家庭・地域が一体となった取組が報告されました。

この全人教研究大会や研究大会第5分科会、エリア研究会等の充実を通して、県内各地域の人権ネットワークとチームワークづくりに2024年度も継続して取り組んでいく必要があります。

Ⅲ おわりに ～差別を「しない」から、差別を「なくす」へ～

人権の学び を止めない

新型コロナウイルス感染症の広がりが収束しつつある中、「人権の学びを止めない」「子どもや県民を差別の被害者にも加害者にもしない」を合い言葉に、取組を進めてきました。佐同教は、2022年度より、集合研修に加え、オンライン研修での開催を実現してきました。このことは、人権の学びをより多くの県民の方々に届け、「誰もが生まれてきてよかったと思える社会の実現」という佐同教のメインテーマに向けた大きな前進でした。

差別を 「しない」 から、 「なくす」 へ

一方で、依然として発生する差別事象からは、人権に関する学習後に、“私は差別しないのだから、関係ない”という発想に留まりがちな感想や反応が見え隠れします。差別を「しない」ではなく、差別を「なくす」主体者となる、そのような人権に関する取組が求められているのです。これからの大きな課題だといえます。

「差別を許す側か、それとも、差別をなくす側か」。一人ひとりが、自分の立つ位置をこの2択で確認していくことが、私たちがめざす社会に近づくはずです。このことをふまえて、会員自らが確かな学びを県民や子どもたちへ届けていく取組を、2024年度の重要な課題と位置づけていく必要があります。